

(お知らせ)

令和 8 年 8 月 28 日
防 衛 省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 3 1 9 3 浜松飛行場における財産の限定使用についてほか 1 件について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 3 1 9 3 浜松飛行場における財産の限定使用について
承認年月日	令和8年8月18日
施設・区域名称	F A C 3 1 9 3 浜松飛行場
合意対象所在地	静岡県浜松市
合意対象面積等	土 地：約 6 0 0 , 0 0 0 m ²
	水 域 等： —
	建 物：3 棟の一部 約 2 2 0 m ²
	工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）
	附帯施設： —

【事案内容】

本件は、日米韓共同訓練（フリーダム・エッジ26）を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

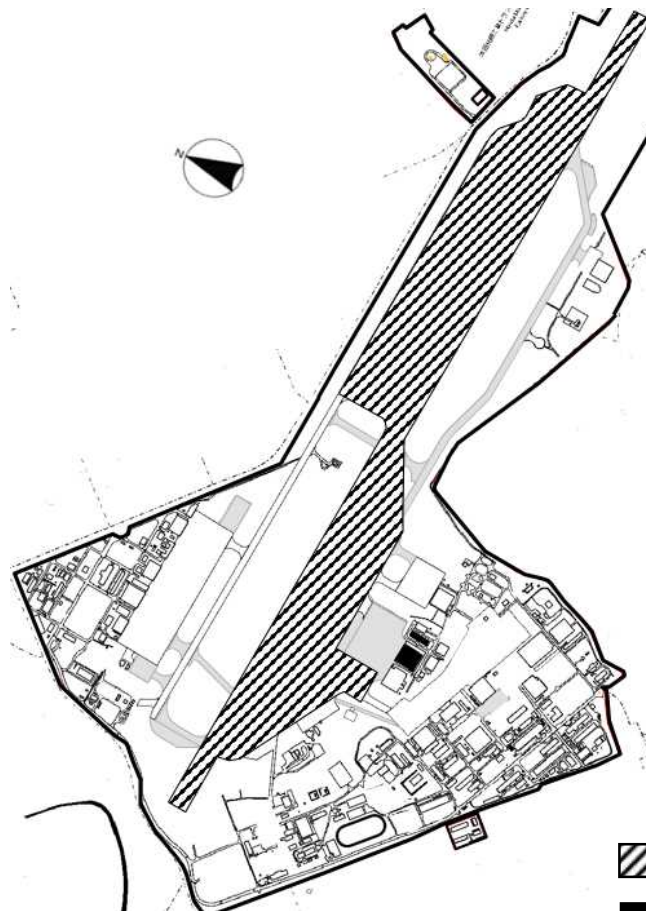
土 地：約 600,000 m²

建 物：3 棟の一部 約 220 m²

工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

※使用期間：（1）令和8年9月4日から同月11日までの間

（2）必要に応じて訓練の展開及び撤収のための追加期間



 限定使用土地

 限定使用建物

日米合同委員会合意事案概要

件名	F A C 5 1 2 1 築城飛行場の追加財産の限定使用について
承認年月日	令和8年8月18日
施設・区域名称	F A C 5 1 2 1 築城飛行場
合意対象所在地	福岡県春日市
合意対象面積等	土地：－
	水域等：－
	建物：1棟の一部 約20㎡
	工作物：－
	附帯施設：－

【事案内容】

本件は、日米韓共同訓練「フリーダム・エッジ26」を実施するため、日米地位協定第2条第4項（b）の適用ある施設及び区域として、標記施設の一部を限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

建物：1棟の一部、約20㎡

使用期間：（1）令和8年9月7日から同月11日までの間

（2）必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

